

## 「川越市工場立地法地域準則条例（素案）」の意見公募手続の結果について

### 1 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間 平成28年8月25日（木）～平成28年9月26日（月）
- (2) 募集対象
  - ① 市内に住所を有する者
  - ② 市内の事業所等に勤務する者
  - ③ 市内の学校に在学する者
  - ④ その他この案に関し利害関係を有する者
- (3) 閲覧場所
  - ① 産業振興課（本庁舎5階）、市民センター、南連絡所、公民館
  - ② 市ホームページからの閲覧
- (4) 意見提出方法
  - ① 直接持参
  - ② 郵送
  - ③ ファックス
  - ④ 市ホームページからの電子申請

### 2 意見公募手続の結果

- (1) 意見提出者 2名
- (2) 意見件数 2件

### 3 意見の概要と市の考え方

提出された意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	意見の概要	市の考え方
1	今回の緑地面積緩和案は、建替えや新設計画の自由度を高め、また、重複緑地の算入についても、屋上緑化などの推進にも繋がるので、設備投資の選択肢も広がるものと歓迎している。永続的な川越市内での事業活動に繋がるものと考えてるので、是非成立させてほしい。	環境保全に配慮しつつ、工場が操業しやすい環境を整えることで、市内の産業振興を目指してまいります。
2	工業団地に住んでいる住人だが、緑地面積を少なくして有効利用できるということは、隣りに騒音などで迷惑を掛けたりするわけではないので問題ないと思う。	環境保全に配慮しつつ、工場が立地しやすい環境を整えることで、市内の産業振興を目指してまいります。

#### 4 意見公募時との変更点について

素案では、施行予定日について「公布の日から」として意見公募を実施しましたが、工場立地法の一部改正が平成29年4月1日に予定されていることから、当該改正に合わせ、次のとおりとすることになりました。

○施行予定日

【変更前】 公布の日から

↓

【変更後】 平成29年4月1日から